

霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

霧島市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和3年6月4日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「令和2年2月1日以降」を「令和3年4月1日以降」に、「同年2月1日」を「同年4月1日」に改め、同項第1号中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改め、「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中「被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれか」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ウ中「見込まれる」の次に「主たる生計維持者の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置に対して、国による財政支援措置が本年度も行われることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。